高額療養費貸付制度の概要

七月分診療分から適用

国民健康保険の加入者が治療を受けた場合医療費の七割を村が負担し、残りの三割に相当する分を加入者が一部負担金として医療機関に支払わなければならないことになっています。また、この三割の額が三万九千円をこえた場合、こえた額を後日、役場より高額療養費として加入者に支給されておりました。

つまり、この制度の目的は、不幸にして病気になり治療を受け、同月に三万九千円以上の一部負担金があっても高額療養費が支給されるまで数カ月（二～三カ月）かかり医療費の支払いが困難になる場合があります。そこで、加入者の一時的負担が少しでも軽くなるよう、お困りのときにその金額の九十パーセント以内をお貸ししようということで高額療養費貸付制度が設けられた訳です（但し当分の間国民健康保険のみ）貸付の対象となるには、次の三つの条件を満たしている場合です。

1. 月潟村に住所を有すること。
2. 国民健康保険に加入している人で治療に要した医療費（一部負担金）が三万九千円をこえる場合（千円未満は端数切り捨）
3. 一部負担金の支払いが困難であると認められる世帯

但し、次の場合は除かれます。

※療養の原因が、第三者の不法行為（例えば交通事故など）による場合

貸付の条件

- 貸付金の利息……無利子
- 貸付期間……貸付金を受けた日から高額療養費が支給される日まで
- 償還方法……支給を受ける高額療養費をもって償還する。

貸付金額

- 高額療養費として村から支給される見込額の九十パーセント以内の額

申込み手続

- 申込み手続きに必要な用紙等は役場住民課にあります。

(イ)申請書　(ロ)一部負担金請求書（又は、これに代わる書類）

(ハ)被保険者証　(ニ)その他村長が必要と認めた書類

(ホ)印鑑

以上の申込み手続きにより審査を行ない貸付けの可否を申請者に通知いたします。貸付決定（承認）通知を受けた者は、次の手続きを行なうことになります。

借入手続

(一)借用証書　(二)高額療養費のうち、貸付金に相当する額の受領に関する委任状　(三)印鑑　(四)収入印紙（百円）

医療費総額100万円の場合の貸付例

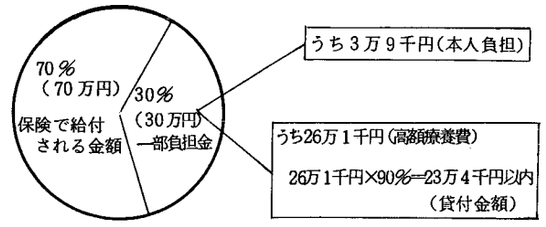

今年から下曲通地区も共同防除を実施

水稲等病害虫の共同防除は、月潟地区防除協議会で、月潟、西蒼場、東長島地区で実施しておりますが、今年から下曲通地区が新らしく実施することになりました。

共同防除は、発生予察にもとづき適正かつ効果的に進められるとともに、適正な使用農薬の遵守、更には散布経費の軽減等により合理的な病害虫防除の実施が図られるので、村では他の地区の加入を希望しております。

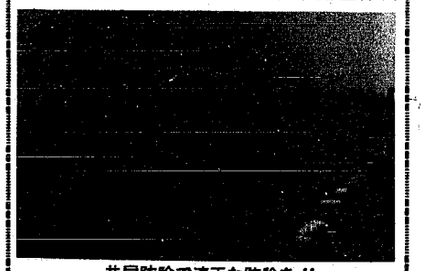

共同防除で適正な防除を!!

八月は不法電波一掃月間です

八月は「不法電波一掃月間」。郵政省電波管理局では、使用が認められていない無線機（トランシーバー）などの取り締まりを全国一せいに行います。

電波はテレビ・ラジオを始め、新幹線や航空機、船舶の無線、パトカーや消防車、救急車の連絡などいろいろな面に使われ、われわれの暮しに役立っています。

しかし、この電波は無限ではありません。そこで、この貴重な電波を有効かつ能率的に利用するためのルールとして「電波法」が制定されているのです。

電波法では、電波を発射する機器と人を「無線局」と呼び、この無線局を使用するときは、郵政大臣の免許を受けなければなりません。

この無線局には、用途別に使用できる電波が決められており、これを無視して勝手に使用すると、テレビやラジオ放送を妨害したり正規の無線局の通信を混信させたりします。

とくに最近は、国内で使用が認められていない「23チャンネル、40チャンネル、46チャンネル」などのトランシーバーや「ハイパワー市民ラジオ」と呼ばれる無線機が出回っています。

こういった強力なトランシーバーを使った場合、沿岸漁業の船舶や海上保安庁の海難救助用などの電波を妨害し、場合によっては人命にもかかわる重大なことになりかねませんので、免許申請しても免許を受けることはできません。

まず、電波は、正しい無線機で免許を受けて使うようにしましょう。

国民年金の免除手続きはお早めに!!

ただいま、53年度分（53年4月から53年3月まで）の国民年金保険料の免除申請を受け付け中です。

この保険料の免除とは

①**失業して、所得がない。**

②**火災や風水害などにあい、被害を受けた。**

③**家計が苦しい**……などの事情で保険料を納めることが難しいと認められる人に、その年の国民年金保険料の納付を免除する制度です。

この免除を受けるには、7月31日までに役場に申請書を出して、その内容が基準に当てはまるかどうかの審査をうけなければなりません。

もし、この手続きを怠り保険料を滞納にしておくと、将来、年金がうけられないこともあります。

しかし、免除をうけた期間は保険料の滞納ではありませんから、年金権は確保されるわけです。

ただ、免除をうけた期間の年金額は、保険料を納めた場合の⅓となり、年金を受ける時にはどうしても不利になります。

しかし、免除をうけてから十年以内であれば、その当時の保険料額で免除期間をさかのぼって納めること（追納という）ができます。

この追納をすれば、年金額は保険料を納めた人と同じになりますので、その後、ゆとりができたらぜひ追納するように心掛けましょう。

保険料が納められないとき　ゆとりができたら追納しましょう

どちらが安いか ひと目でわかる

「大びんは小びんより買い得」と思うのは　生活のチエ　ですが、はたしてホントでしょうか。このような時、つぎのように表示してあると一目でわかりますね。

このように商品の販売価格とあわせて単位あたりの価格を表示するのが、単位価格表示（ユニット・プライシング）です。

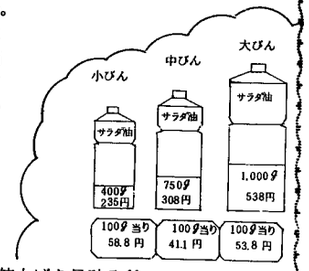

まやかし値上げを見破る!!

販売価格はそのままで、内容量だけを減らして実質的な値上げをしても、単位価格表示によってこれを見破ることが出来ます。

商品は、端数の内容量のものや、容器の大きさが同じに見えてもあるメーカーのものは重量表示であるが、他のメーカーのものは容量表示であるというようにブランドによって内容量が非常に多様になっています。

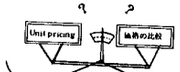

県内では、S52年度で80店の協力店があります。

各種ブランドの同一商品、あるいはさまざまの意匠で事前包装された商品が山と積まれているスーパーで、選択に困った場合、この単位価格表示を利用して下さい。

ダイヤルしましょう　0252-67-4196

歳時記

ビールは、〝農業〟

ビールやアイスクリームは夏の季節ですが、最近は暖房の普及で冬でも結好売れています。ビール消費のピークはやはり七月ですが忘年会の十二月にも、その三分の二ほどが飲まれます。

冷蔵庫の普及でビールの〝設計〟も変わりました。ビールが最もおいしい温度を、昔、井戸水で冷やしていた時代は摂氏十六度前後にしていましたが、今は八～十二度にしてあるということです。

日本人のビール一人当たり消費量は昨年で五十八本。ずいぶん飲むようですが、世界では三十位くらい。トップクラスのルクセンブルグあたりになると三百本以上。零才児から老人まで含めての統計だからすごいものです。

ビールのことを「おビール」という女性が多く見受けられます。外来語に「お」をつける例は少ないのですが、「ビールが古くから日本人に親しまれていたからでしょう」とあるメーカー氏はいいます。

このメーカーでは一昨年、ビール誕生百年を祝いました。もっともワインも去年百年祭だったのですが、「おワイン」とは呼びません。連想の悪い言葉だからかも知れません。

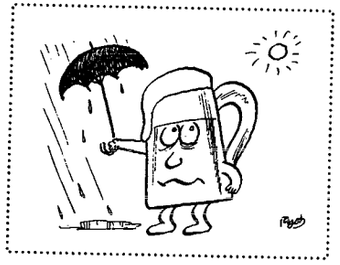

さて、今年のビール業界は「生ビール合戦」になりそうです。従来、生ビールは二十リットルたるが普通でしたが、今年は五～十リットルものが各社から発売され、小さな店でも生ビールを扱いやすくなったからです。「ところで、今年の見通しは　」と聞きますと、さきのメーカー氏「ビール業は工業でなく〝農業〟ですよ。お天気次第ですからねえ。」でした。